

【意見】

ケースワーカーとの連携により、被保護者の生活実態やその変化についての情報を適時に把握できる体制を構築する必要がある。

4. 入院患者について

生活保護法に基づく保護の実施要領「局第6-2(3)入院患者の基準生活費の算定について」による支給額の減額修正(実際には1ヶ月以上入院しているにもかかわらず保護費の減額が遅れたために発生した過大支給分の返還)は、発生原因が不正受給等の悪質なものではないが、制度の手続きに内在する予測値の誤差に起因するものである。

すなわち、発生原因の大多数が単身者の入院基準への変更によるもので、生活保護法実施要領によれば保護支給額の減額対象となる入院基準は1ヶ月以上となっているため、登録日である支給日(毎月5日)の前月26日に病院に問い合わせても1ヶ月以上の入院になるのかならないのか不明なケースが多く、2~3週間の入院ですみそうだと予測しそのまま居宅基準で据え置いたところ、予測に反して1ヶ月以上の入院となった結果、過大支給に伴う返納が発生したというケースである。

生活保護法実施要領の規定が、保護受給中のものについては一般生活費の認定の変更の基準を1ヶ月未満と1ヶ月以上に分けているため入院時点でその予測をしなければならず、予測の誤差に起因するものである。

5. 不納欠損処分について

最近5年間の原因別不納欠損処分類は次の通りであった。

原因	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
死亡	0	0	0	241,670	0
所在不明	0	1,562,706	0	0	0
生活困窮	0	164,213	0	518,537	0
合計	0	1,726,919	0	760,207	0

この他、既に時効が成立しているにもかかわらず、平成16年度に不納欠損処分を行っていないものが次の通り発見された。

平成11年度分 1,518,716円

不納欠損処分類が比較的少額であることから1年置きに処理してきているが、年度毎に処理すべきことは当然である。

【指摘】

時効成立による不納欠損処分を確実に行うべきである。

第7 徴収事務の効率化に向けて

(1) 総論

市民が負担する市税や保険料等は、この地域の住民が共存するために必要な行政サービスの費用を皆で負担し合うというものである。また、使用料等は受益者の負担である。これらの負担が法律或いは条例によって求められることから、市民はこれを受け入れなければならないものである。

確かに、それ以前の問題として、例えば「税」を考える上で何が本当に公平な負担であると言えるのかという疑問は常に存在する。大多数の負担の制度は応能性と応益性とを組み合わせしており、そのバランスの適否において様々な意見が生じ得る。

収入未済ということは、負担することが確定したのに支払わない者がいるということであり、こうした未払者は他の市民にとって誠に迷惑な存在である。行政サービスの対価＝歳出＝歳入であるとすれば、支払わない者が居ればその分は他の市民が負担せざるを得ないことになってしまう。

平成16年度末の収入未済額の総額は7,451,952千円にもなっており、これは市民1人当たり16,355円となり、1世帯当たり40,520円にもなる。

(人口455,640人(推計人口)、世帯数183,909として計算)

(2) 滞納の原因と対応策

滞納の原因は大別すると次の2種類である。

- ① 経済的理由
- ② 悪意又は怠慢

滞納に対する対策は次の諸点が考えられる。

- ① 滞納の発生を未然に防ぐ努力をする
- ② 滞納が発生してしまったら早期に解決を図る
- ③ 経済的困窮者には減免措置をはじめとする救済措置を説明検討する
- ④ 納付機会を充実させ、怠慢による滞納を防止する
- ⑤ 悪意者に対しては厳正な処置をする
- ⑥ 教育及び啓発活動を十分に、継続して行う

こうした点を着実に実行すれば滞納はかなり縮減することができるはずである。

滞納に対する対応は、各部署によって相当のバラつきがある。これは、各部署における対象者の差によるものであろう。

監査の過程において、各部署の担当者には「体制不十分」との意見をかなり申し上げたが、現実には人員・時間・コストの制約から現状ではやむをえない部分も多いことは理解できる。

しかし、多額の収入未済額を抱え、しかもそれが増加し続けていることは市財政にとって大変な脅威である。

(3) 徴収事務の効率化に向けて

各部署には複数のエキスパートが配置されている。税務課には本年度から「滞納整理室」を設置し大口・困難案件に取り組む、成果を挙げている。

また、各々が様々な工夫を試みていることも十分感じられる。

しかし、滞納は減らない。

この現実を少しでも改善するには、結局上記(2)に掲げた諸点を確実に実施するしかない。謂わば当たり前といった方法が一番効果的なのであり、また忘れ易いのである。

各部署における事務の執行状況を見ると、滞納が発生して以降の徴収事務というのは他の事務に比べて全く異質のものであると感ずる。時間的な負担や場合によっては精神的な負担があり、専門性が要求される過酷な業務である。これを他の業務の合間に行うというのでは所詮無理があり、成果はあまり期待できない。

また、一人の滞納者の自宅に、同じ日に市の職員が別々に2回も訪問することがあるというようなことは極めて非効率である。

徴収事務の効率化を考えると、徴収窓口部署を一つの部署に統合するのが最善と思われる。例えば「茨城租税債権管理機構」は弁護士や元国税職員等を顧問に委嘱し専門家集団として処理困難事案に取り組んでいるが、そうした専門家集団の創設である。ただ、金沢市においてこれを進めるにはプロセスが必要である。

まず国民健康保険料と介護保険料との統合は可能であろう。この両者は対象者が共通するケースも多いと思われ、統合の効果はかなり期待できる。

次の段階で、これと「税」との統合になる。

ただ、クリアすべき問題も多いことは確かである。

①人員の確保

部署の統合には、人員削減効果を要求される場合が多いので、必要な人員の確保について如何に理解を得るか

②システムの整備

コンピューターシステムの整備が必要となる

③徴収の優先順位の調整

「税」が他の「料」等に対して優先するため、滞納整理において徴収した額が「税」の滞納額に満たないとすると他の「料」等は一切徴収できないことになり、この配分を考える必要がある

全ての滞納案件を一連の情報として管理すれば、例えば重点取組地域を定めてその地域内のあらゆる案件を同時並行して進めることができるようになる。滞納者は1人の人間が幾つもの案件を発生させていることが大いに考えられる。

※参考資料

下記の資料については、「市政情報コーナー」または「金沢市ホームページ『いいねっと金沢』」で閲覧ができます。

市政情報コーナー 市役所2階 TEL076-220-2348

金沢市ホームページ『いいねっと金沢』 <http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/>

区分	市政情報コーナーで閲覧可能		ホームページで閲覧可能	
	資料名	編集・発行	ホームページ名	アドレス
統計	金沢市統計書	調査統計室	金沢市統計データ集	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/toukei/
例規			金沢市例規集	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/reiki/
財政	金沢市予算説明書	金沢市	金沢市の財政	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/zaisei/
	金沢市歳入歳出決算書	金沢市		
市税	市税概要	税務課	市税一般	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/shizei/
	市税のしおり	総務局	資産税	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/shisanzei/
			市民税	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/shiminzei/
国民健康保険	金沢の国保と年金	保険年金課	国民健康保険	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/kokuho/
	国保プラス健康	保険年金課		
介護保険・生活保護	金沢の介護保険	介護保険課	金沢の介護保険	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/kaigo/
	金沢の福祉と保健	福祉健康局	生活保護	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/seikatsu/
市営住宅	市営住宅入居のご案内	市営住宅課	市営住宅	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/shiejyu/
行政改革	金沢市行政改革大綱(第4次)	行政改革推進本部	金沢市行政改革	http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/gyoukaku/
	金沢市行政改革実施計画	行政改革推進本部		

平成18年(2006年)4月7日 印刷
平成18年(2006年)4月7日 発行

定価 120円

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉鋸4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鋸4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄